認定変更予定の方へ

ご家庭の事情などにより、保育認定（2号認定）への変更を検討されている方は、事前に園までご相談ください。

保護者様にとって、何が最善策かご相談の上、しっかりとサポートさせていただきます。

1号から2号認定へ

下記に当てはまる方は保育認定（2号）を受けることが可能です。

就労だけとは限りませんので、ご確認ください。

就　労

フルタイムで就労している世帯
　就労時間が120時間以上／月

パートタイムの就労世帯
　就労時間が64時間以上／月

求職活動

求職活動を行っている

妊娠・出産

妊娠中、出産後間がない場合

育児休業

育児休業取得時にすでに保育を
利用している児童がいて継続
利用が必要な場合

疾病・障害

疾病、負傷または心身に障害が
ある場合。

介護等

同居の親族を常時介護・看護している場合

災害復旧

災害の復旧にあたっている場合

就　学

月64時間以上の就学を常態としている場合

虐待・DV

虐待やＤＶのおそれがある場合

※認定は世帯の状況など保育の必要性により**常陸大宮市がポイントが高い方から優先**的に受領しますので予めご了承ください。

※現在、空きはありますが定員に達した時点で認定変更できませんので予めご了承ください。